「確定申告書等作成コーナー」へアクセス！
売買契約書や領収書等から収入金額などを入力！
確定申告書が自動計算され便利に作成！

◇◇◇ 「確定申告書等作成コーナー」の入力手順 ◇◇◇

売買契約書等から譲渡による収入金額、必要経費などを入力します(26～30ページ参照)。

自動計算
- 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】など
- 申告書第三表〔分離課税用〕（税金の計算部分を除く）

居住用財産を売却した場合の各種特例のチェックシート（措法36条の２を除く）

源泉徴収票等から給与の支払金額や公的年金等の支払金額などを入力します(31～32ページ参照)。

自動計算
- 申告書Ｂ第一表
- 申告書Ｂ第二表
- 申告書第三表〔分離課税用〕（税金の計算部分）

e-Taxでデータ送信 又は 印刷して税務署に郵送等で提出します。

◇◇◇ 「確定申告書等作成コーナー」へはこちらから ◇◇◇

国税庁ホームページ　※この画面は平成28年10月現在のものです。

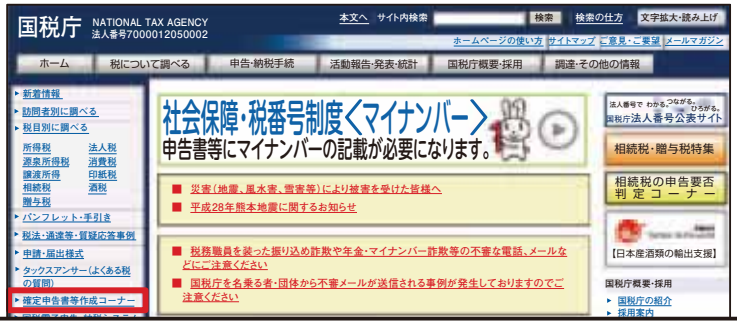

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をクリックし、表示された「所得税（確定申告書等作成コーナー）」の「確定申告書等作成コーナー」をクリックします。

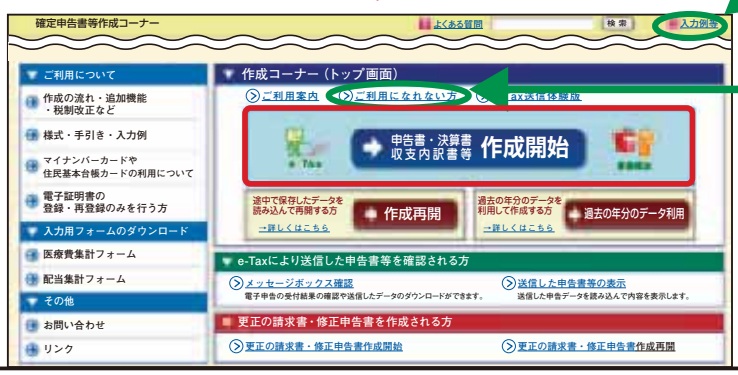

「申告書・決算書・収支内訳書等　作成開始」をクリックします。

入力例等

「確定申告書等作成コーナー」の「入力例等」では、この冊子の以下の事例について「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成する場合の具体的な入力例を掲載しています。

【事例１】･･･「一般の譲渡」
【事例２】･･･「マイホームの売却による譲渡益」
【事例３】･･･「マイホームの売却による譲渡損」

ご利用になれない方

土地建物等の譲渡所得がある方で、譲渡契約件数が４件以上ある場合、保証債務の特例（所法64条２項）の適用を受ける場合などは、**「確定申告書等作成コーナー」をご利用になれません。**

詳しくは、国税庁ホームページの**「確定申告書等作成コーナー」**の「ご利用になれない方」でご確認ください。

e-Tax・書面提出の選択やパソコン等の環境確認などの画面に順次進みますので、画面の手順に従い入力し作成する申告書等の選択画面へ進みます。

26ページ

※　お使いのパソコン等の環境により、「確定申告書等作成コーナー」をご利用になれない場合があります。
※　25ページから32ページに掲載の「確定申告書等作成コーナー」の画面は、ご利用になる際の画面と異なる場合があります。